

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき

令和2年度 通常総会次第(書面表決)

審議事項

- 報告第1号 令和元年度事業報告について
- 報告第2号 令和元年度収支決算及び会計監査報告について
- 議案第1号 令和2年度事業計画(案)について
- 議案第2号 令和2年度収支予算(案)について
- 議案第3号 役員を選任(案)について

書面表決提出期限 令和2年5月25日(月)

令和元年度事業報告

以下の3点を基本方針として、市からの委託事業である「地域包括支援センター運営事業」「障害者相談支援事業」「つどいの場相談支援等事業」及び法人独自事業である「入居・入所・葬送等支援事業」「通所介護事業」に取り組んだ。

基本方針

- (1) 常に、法人の目的を心に留め、それぞれの立場で目的実現に向け全力で取り組む。
- (2) 高齢者・障がい者本位を全ての基本とする。
- (3) 各自研鑽を積み専門性の向上に努めるとともに、組織の内外を問わず多職種との役割分担・連携による総合力をもって業務にあたる

I 地域包括支援センター運営事業

1 令和元年度重点取組事項の実施状況

(1) 地域高齢者の実態把握と多職種協働による地域包括支援ネットワークの検証と構築

① 高齢者の実態把握と認知症対策の推進

- ・ 地域の高齢者が地域で安心・安全な生活を維持するために、要援護高齢者の実態把握を行い、適切なサービスと関係機関と連携した支援を行った。
- ・ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることの実現のために、認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向け関係機関と連携した取組みを行った。

② 地区のネットワーク確認

- ・ 民生児童委員協議会定例会等を活用するとともに、必要に応じて民生児童委員宅へ訪問するなど、情報共有を図ると共に民生児童委員との連携を図った。
- ・ 社会福祉協議会が開催する「第2層協議体」に参加し、地域情報の集約と共有を図り地区社会福祉協議会との連携した取組みを行った。
- ・ 地域の社会資源の把握と地区の自治会、各種団体、金融機関、スーパー、学校等の「認知症サポーター養成講座」や各種事業を通じて地域包括支援センターの役割と、認知症・権利擁護に関する情報収集のためネットワークの構築に努めた。

③ 地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援ネットワークの検証と構築

- ・ 多職種連携のつどいや、居宅介護支援事業所による合同交流会の開催を支援し、サービスの質の向上や情報共有、互いの職種の理解と連携強化のきっかけづくりに取り組んだ。
- ・ 地域住民に対し、いわき市医師会との共催で「在宅医療出前講座」市内 6 か所で開催した。病院勤務医、個人開業医から、健康で長生きするための講演と地域包括支援センターからはセンターの役割に関する講演を行った。開催予定していた地区が台風により 1 か所中止になっている。

【在宅医療出前講座開催状況】

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
開催数	7 か所	9 か所	8 か所	8 か所	6 か所
参加人数	307 名	290 名	394 名	305 名	194 名

(2) 地域ケア会議の推進及び関係機関、団体との連携強化

① 地区保健福祉センターとの連携（情報交換の充実）

- ・ 虐待や成年後見等の複合的な課題の支援などに係る処遇困難事例について、地区保健福祉センターの担当係とチーム制会議等を開催し、情報交換やカンファレンス（例：困難事例の情報共有、支援方針の共有や現状と支援の方向性の確認、役割分担などの協議）を行った。
- ・ 特に虐待相談に対しては随時虐待ケア会議を開催し、事例への対応や支援方針決定など、迅速な対応のため連携を図った。
- ・ 地区保健福祉センター主催の中地域ケア会議に参加し、小地域ケア会議、個別ケア会議の開催から得た地域の課題などの意見を挙げるなどその運営に積極的に関与した。

② 地域ケア会議の開催

- ・ 「地域包括ケアシステム」を実現させるため、行政をはじめ地区社会福祉協議会、職能団体や地区の活動団体などと連携して小地域ケア会議を開催し高齢者個人に対する支援の充実、そしてそれを支える地域の人々が地域の課題に気づき、自ら動き出すことのできる環境づくりやその活動支援が出来るような社会基盤の整備等を同時に推進した。
- ・ 支援困難ケースをはじめ個別事例を多職種関係者で検討する「個別ケア会議」を開催し、個別の課題と解決策や地域課題の抽出を行った。

【小地域ケア会議開催状況】（直近過去5年分のみ掲載）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
開催回数	58 回	79 回	67 回	57 回	9 回
参加人数(延べ)	1,363 名	1,809 名	1,448 名	1,129 名	136 名

【個別ケア会議開催状況】（直近過去5年分のみ掲載）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
対象ケース	34 件	32 件	27 件	83 件	74 件
実施回数	39 回	41 回	30 回	115 回	86 回
延べ参加人数	302 名	334 名	336 名	687 名	426 名

③ 民生児童委員等関係者、団体との連携（定例会への参加、訪問）

- ・年間を通して民生児童委員協議会定例会へ参加したほか、自治会組織における総会、行政嘱託員総会へも参加。各センターの活動状況の報告をするとともに、地域の実態把握・情報収集など行い、地域活動への展開につなげた。

④ 介護支援専門員等会議、地区医療機関等との連携

- ・地区内の介護支援専門員だけではなく医療従事者へも参加要請をし、虐待や認知症対応に関する勉強会、ケース検討、現状と課題の共有などを通して、顔の見える関係から一歩踏み込み今後の連携が図りやすくなるよう努めた。

ア 地域内介護支援専門員に対する支援（直近の5年分のみ掲載）

区 分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和元年度
困難事例に対する 支援・制度説明等	686 件 (57 件/月)	724 件 (60 件/月)	723 件 (60 件/月)	849 件 (71 件/月)	879 件 (73 件/月)	1,035 件 (86 件/月)
事業所などへの 訪問件数	477 件 (39 件/月)	409 件 (34 件/月)	419 件 (35 件/月)	349 件 (29 件/月)	558 件 (46 件/月)	360 件 (30 件/月)

イ 介護支援専門員会議の開催数・参加者数（直近の5年分のみ掲載）

包括名	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		令和元年度	
	年間開催数	延べ参加者数	年間開催数	年間開催数	延べ参加者数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数	年間開催数	延べ参加者数
平	6回	34人	6回	466人	6回	444人	6回	444人	4回	272人
小名浜	5回	309人	5回	365人	4回	235人	4回	235人	6回	256人
勿来	5回	318人	4回	195人	3回	150人	3回	150人	3回	138人
常磐	12回	416人	12回	352人	7回	218人	7回	218人	6回	197人
内郷	7回	124人	5回	189人	6回	104人	6回	104人	5回	234人
四倉	4回	97人	5回	197人	5回	196人	5回	196人	4回	99人
小川	4回	94人	3回	81人	4回	118人	4回	118人	2回	64人
合計	43回	1,673人	40回	1,845人	33回	1,605人	35回	1,465人	30回	1,260人

⑤ 地域見守りネットワークとの連携

- ・見守り隊総会や定例会への参加および後方支援を通して、見守り活動において把握した情報共有が図られ、さらに、見守り活動時に把握した心配な地域住民の情報提供をもとに支援が開始されるなど、具体的な連携事例があった。
- ・支え合い事業へ移行しており、平成30年度以降の高齢者見守り隊の単独での立ち上げはなし。

⑥ その他関係機関との連携

ア 地区消防署との連携による地域内高齢者の状況把握

火災予防週間に各地区消防署に地域内高齢者の情報を提供、消防署員訪問後に訪問情報の報告がある予定であったが、台風とコロナウイルスの影響により訪問自体が中止。

イ 各種会合等への出席など

- ・地域密着型事業所（グループホーム等）の運営推進会議への参加
- ・在宅医療多職種連携会議への参加

(3) 広報・啓発活動の充実

高齢者の総合相談窓口として地域住民や保健・医療・福祉関係機関等に広く知っていただくための広報啓発活動を実施した。

① 広報誌の発行

21号は、「入居・入所葬送等支援事業、各センターの職員写真、介護予防のススメ、法人通常総会報告」、22号は、「台風第19号及び豪雨への取り組みについて」包括での取り組みや、非常時の備え、つどいの場創出事業やコーディネーターの紹介」をテーマに取り上、令和元年7月および令和2年1月に法人広報誌を発行した。

法人が取り組む業務について広く理解を得てもらうため、読み手への理解を意識した内容構成に努めた。

【広報誌「結い」発行状況】

発行区分	主なテーマ	発行部数
第21号（R元年7月）	入居・入所葬送等支援事業、各センターの職員写真、介護予防のススメ、法人通常総会報告	15,163部
第22号（R2年1月）	台風第19号及び豪雨への取り組みについて」包括での取り組みや、非常時の備え、つどいの場創出事業やコーディネーターの紹介	14,360部

② 高齢者が集まる場所等でのPRの充実

- ・ 地域の高齢者が集まる場所（つどいの場、公民館活動、地域のお祭りやイベントなど）に参加し、地域包括支援センターの役割や活動内容を紹介するなど、高齢者を対象とした広報活動に力を入れた。

③ その他地域における広報・啓発活動

ア 地域の活動団体などからの講師依頼の際に地域包括支援センターの活動を紹介するほか、次に挙げる地域の関係団体・機関などを訪問した際にパンフレットによるPRと関係機関へのチラシ・広報誌の設置を依頼した。

- ・ 民生児童委員協議会、行政嘱託員
- ・ 地域内各消防署、警察署、交番、金融機関、郵便局、教育機関
- ・ 自治会組織（隣組会、区会、自主防災会、女性消防クラブなど）
- ・ 個人商店、スーパー、コンビニエンスストア、宅配業者
- ・ 医療機関、薬局、接骨院、整骨院など

イ 介護フェア in いわき 2019 への相談ブース設置

令和元年5月13日、いわき市病院協議会主催で開催された介護フェアに協力団体として参加し、事前打ち合わせやポスター・チラシの配布協力の他、フェア当日は会場に地域包括支援センターの相談ブースを設置し、広報、相談受付を行った。

ウ 社会福祉協議会発行「2020年くらしのカレンダー」へ掲載
「カレンダー」の1月・6月・11月に、地域包括支援センターの連絡先、介護に関する役立つ記事、デザインを掲載した。

- 1月 地域包括支援センターの説明
- 6月 認知症について
- 11月 介護の日

エ 地域包括・在宅介護支援センター協議会 企画広報委員会
各地域包括支援センターの活動を紹介する協議会発行の広報誌「Active ふくしま」の記事作成を行った。

《テーマ》「いわき市小名浜地区の多職種連携の取り組みについて」

担当：小名浜地域包括支援センター

④ ホームページの更新

- ・地域住民に対して各地域包括支援センターが実施している事業や情報を伝達する手段として Facebook を運用し、地域活動情報等、記事掲載数 25 件、登録者数 163 人、記事に対する反応は 642 件と広く広報 PR することができた。
- ・また、ホームページでは、職員の募集案内、介護保険事業所向け様式などの掲載を行った。
- ・法人ホームページのリニューアル作業を行い、令和 2 年 4 月 1 日にリニューアルを実施。

(4) 業務の平準化、専門性の向上

① 管理者会議の開催

法人全体の組織力向上と、組織の目指す方向性について意識の統一を図るため、月 1 回開催し、情報交換や課題・業務の統一等に関する協議を行った。

② 職種別会議の開催

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の 3 職種ごとの会議を開催し、年間計画を作成し、以下の内容について協議・実施を行った。

ア 保健師

- ・保健師を対象としたスキルアップ勉強会
- ・未利用者訪問アセスメントシートの集計、今後の実施についての検討
- ・業務マニュアル作成

イ 社会福祉士

- ・業務マニュアルの作成
- ・社会福祉士情報交換会
「相談業務をする上でのリスク」「リスクへの対応策」
- ・医療機関送迎リストの更新（聞き取り調査）

ウ 主任介護支援専門員

- ・業務マニュアルの作成
- ・ケアマネジャー合同研修会の開催（常磐・内郷）
- ・業務の平準化のための情報共有

③ 職員研修の実施

法人主催研修に加え、各職員が参加した外部研修（派遣研修）の伝達研修を希望者に対して実施した。

【法人主催研修】

○全体研修

・ 第1回

《目 的》

当法人が設立し10年が経過し、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割、共生社会の実現に向け、高齢者・障がい者本位を全ての基本とする支援を考えることが求められている。職員一人ひとりが業務を通して達成感を得られるよう、モチベーションの向上により、相談者などへの支援や関係者との連携など、やりがいを感じながら前向きに仕事へ取り組むことを目的とし実施した。

《開催日時》 令和元年8月3日（土） 9：15～12：55

《開催場所》 中央台公民館 大会議室

《内 容》 「自己覚知と組織力向上」

《講 師》 合同会社ヒューマンマネジメント桃紀行 阿部 信行 氏

《参加者数》 64名

・ 第2回

《目 的》

当法人は「誰もが住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できる地域社会の実現」を目的とし設立され10年が経過した。私たちは、地域包括ケアシステムの構築に向けて中心的な役割が求められているが、さらに、共生社会の実現

に向け高齢者・障がい者本位を全ての基本とすることを強く自覚しなければならない。

職員がそれぞれの立場で法人の目的実現に向けて全力で取り組むためには、個々に目標を掲げ、意識を高く持ち続ける必要があり、それが個別支援・地域支援・関係機関との連携などに良い結果をもたらすと考える。

今回の研修では、法人で掲げる目的や業務の再確認、地域包括支援センター及び障がい者相談支援センターの現状と役割を確認し、業務の見直しに役に立つことを目的に研修を開催する。

《開催日時》 令和2年2月29日（土）9：00～12：30

《開催場所》 医療創生大学 3W301 教室

《内 容》 地域包括支援センター、障がい相談支援センターの現状と役割
～業務に際しての基本姿勢～

《講 師》 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワークいわき
園部義博事務局長

※コロナウイルスの影響により開催中止。

(5) 事業評価の推進

限られた人員及び物的資源を最大限活用するため組織の活性化し、市民サービスの向上のため、地域包括支援センター事業計画の進行管理として、中間評価、及び、年度末の事業評価を実施した。

2 地域包括支援センター各事業について

① 指定介護予防支援事業

ア 介護予防サービス計画書の作成にあたり、介護保険制度の理念に基づき、対象者の自立支援を促進するよう実施した。これまで通り職員の専門性の向上や業務体制の見直し、市内の居宅介護支援事業所との連携強化等を図り、業務の効率化・業務割合の縮小に努めた。

イ 介護予防ケアマネジメントは、利用者本人の意向を踏まえ本人の不利益にならないことを前提に、居宅介護支援事業所への委託調整を行った。

【介護予防サービス計画書（介護予防ケアマネジメント含）作成件数（累計）】

（直近の5年分のみ掲載）

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度	
		うち新規		うち新規		うち新規		うち新規		うち新規
委託件数	26,152	1,049	27,029	1,083	27,442	838	27,582	776	29,572	782
直営件数	6,763	272	8,333	279	8,661	478	9,373	459	7,949	339
合計	32,915	1,232	35,362	1,362	36,103	1,316	36,955	1,235	37,523	1,121
管理 割合	委託	79.5%	76.4%	76.0%	74.6%	78.8%				
	直営	20.5%	23.6%	23.9%	25.4%	21.1%				

② 要介護高齢者把握事業

つどいの場創出事業、各地域活動等を通して、基本チェックリストを集計、日常生活支援総合事業等へつないだ。

- ・職員による基本チェックリスト実施数 3,486 件
- ・うち該当者数 1,947 件

③ 認知症高齢者対策の推進

- 市の高齢者保健福祉計画に基づき、認知症高齢者の実態把握のため、認知症サポーター養成講座を実施するとともに、昨年に引き続き、小・中・高校生の他、企業、宅配業者、シルバーリハビリ体操指導士を対象にも実施した。
- 認知症地域支援推進員として、認知症介護者交流会、認知症宅ケア講演会等に参加、認知症をテーマとした講話、地域づくりに積極的に参加した。
- 認知症の方やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員として、認知症が疑われる相談へのファーストタッチによる包括的・集中的支援を行った。地区保健福祉センター、地域の介護支援専門員、かかりつけ医、介護事業者等との連携を常に意識し、対応をした。

- ・令和元年度新規対応件数 138 件

④ 総合相談・支援事業

支援を必要とする高齢者の早期発見、早期支援につなげるため、地域包括支援センターの機能・役割の啓発を引き続き実施する。職員の地区担当制を継続することにより、民生児童委員各地区定例会への出席、区長・隣組長等地域関係者への働きかけを行うことにより、地域と密接な関係となり、多くの情報が寄せられるようになった。

【業務全体に占める総合相談支援（初期相談）の割合】（直近の5年分のみ掲載）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
割合（％）	25.29	21.24	28.31	29.25	34.12

【総合相談（初期相談）対応件数及び訪問件数】（直近の5年分のみ掲載）

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
総合相談対応 延件数（件）	3,791 (316件/月)	4,200 (350件/月)	4,606 (384件/月)	5,084 (423件/月)	4,075 (340件/月)
総合相談に関する 訪問延件数（件）	6,497 (541件/月)	8,104 (675件/月)	7,407 (617件/月)	7,703 (641件/月)	8,662 (722件/月)

⑤ 権利擁護事業

虐待に関する通報後、事実確認をし、地区保健福祉センター、いわき市権利擁護・成年後見センターと虐待ケア会議（初動会議、コアメンバー会議、評価会議）を通して情報共有及び支援方針を協議し、対象者への支援を行った。

また、いわき市権利擁護・成年後見センターから権利擁護関連ケースに対するスーパーバイズを受けた他、センター主催の研修に参加し相談対応の能力向上に努めた。

ア 高齢者虐待

- 虐待相談件数 121件
 - ・ 相談・通報経路 ケアマネジャー34件、本人12件、家族・親類13件、民生児童委員3件、行政関係6件、警察29件など（重複有）
- 虐待認定件数 45件（重複有）
 - ・ 虐待内訳 身体的23件、心理的17件、放棄・放任9件
経済的8件、性的2件（重複有）
 - ・ 虐待者内訳 息子11件、娘5件、夫11件、妻3件、嫁4件など（重複有）
 - ・ 同居・別居内訳 同居37件、別居8件

【相談件数及び虐待ケア会議開催数】（直近の5年分のみ掲載）

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
虐待相談件数（件）	70	104	107	95	141	121
虐待ケア会議開催数（回）※	115	142	361	325	674	814

（※ 初動会議、コアメンバー会議、評価会議全て含）

イ 成年後見

成年後見制度自体の説明とともに、申し立て事務支援や日常生活自立支援事業等への対応を行った。

【成年後見相談件数】（直近の5年分のみ掲載）

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
成年後見相談件数（件）	61	94	83	89	104

⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

重点取組み事項「介護支援専門員等会議、地区医療機関等との連携」を参照。

⑦ 地域ネットワークづくり

ア 支援対象者の早期発見・早期支援の基盤づくり、地域内高齢者の状況把握、介護予防や交流の場づくりのため、民生児童委員のほか自治会や消防団、商店会やボランティア団体、一般企業など地域の様々な団体との関係構築に努めた。

イ 地域ケア会議の開催

重点取組み事項「関係機関・団体との連携強化」を参照

3 組織及び体制の確立

(1) チームによる業務体制の確立

チーム制による業務体制は、チームアプローチによるケース対応を基本とし、3職種がそれぞれの専門職の役割を意識し取り組んだ。

(2) 効率的な業務運営の推進

各職員が、チームアプローチにより業務負担が偏ることを避けるとともに、業務時間内に定められた業務を遂行することを意識し、システムの活用を通して事務処理の効率化を図った。

また、各センターの管理者間でシステムのケース管理方法についてそのルールを確認及び運用を共有して取り組んだ。

II 障害者相談支援等事業

1 相談支援の充実・強化

障がい児者の様々な相談に対し、福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介）などについて、5か所の障がい者相談支援センターを設置し、必要な支援及び情報提供等を行った。

① 相談支援センター（5か所）

北部、小名浜、勿来・田人、常磐・遠野、内郷・好間・三和

② 相談件数等

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談延件数	2,209	3,685	3,062
訪問延件数	870	997	1,085

③ 相談者の内訳

(単位：人)

区分	18歳未満	18歳以上	合計
身体	69	329	398
重症心身	5	12	17
知的	240	766	1,006
精神	52	1,036	1,088
発達	228	163	391
高次	18	15	33
その他	31	98	129
合計	643	2,419	3,062

④ 支援方法

(単位：件)

区分	訪問	来所	同行	電話	メール	支援 会議	関係 機関	その他	計
件数	1,085	788	649	5,042	75	226	3,579	113	11,557

2 地域単位でのネットワークづくり(地域会議)

障がい者本人の生活圏域を基本に、地域の課題を捉え協議検討し、障がい児者が安心して暮らせる地域づくりを目指し、事業者間の顔の見える関係づくり、地域住民の理解促進、地域課題の共有・検討などを行った。

① 小名浜

7月と10月に開催。幹事事業所を中心に、小名浜地域の事業所連絡会として事業所間で困っていること、各取り組み、工夫等を共有し、地域で出来ることを協議した。

② 勿来・田人

5月～2月まで10回開催。

グループワークを中心に、地域での困りごと、必要な資源のイメージを共有、事例検討などを実施した。令和元年東日本台風発生後は災害対応について協議を行った。

③ 常磐・遠野、内郷・好間・三和

年2回(7月、11月)開催。

主に、事業所紹介、地域自立支援協議会の説明、社会資源に関する意見交換、勉強会などを実施した。

④ 北部

7月、10月に飯野地区小地域ケア会議で地域住民・民生委員に対し、障がい者理解・障がい者の地域生活を知る勉強会を行い、地域で出来ることを協議した。

3 運営会議及び各部会の開催

(1) 運営会議

① 開催頻度

月1回(9月は中止)

② 主な協議事項

- ・ 困難事例からの地域課題の整理
- ・ 地域生活支援拠点等の整備について
- ・ 障害児入所施設の18歳を超えたケースの支援について
- ・ 令和元年東日本台風への対応・課題整理について
- ・ 強度行動障害のある人の地域生活支援について

(2) 各部会 等

① 開催頻度

各 年数回

② 主な協議事項

【地域移行支援部会】

- ・精神科病院からの地域移行支援の促進
- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・障害児入所施設退所後の本人の生活を見据えた早期からのチーム支援体制の構築
- ・障害者支援施設からの地域移行支援の促進

【地域生活支援部会】

- ・各事業所連絡会の立ち上げ、運営
- ・新規事業立ち上げ支援の具体的な検討
- ・合同連絡会・研修の開催

(3月の開催に向け協議してきたが新型コロナウイルスの影響により延期)

【児童・療育支援部会】

- ・教育と福祉の連携について
- ・医療と福祉の連携について
- ・障害児通所支援事業所におけるサービスの質の向上について
- ・いわき市通所事業所ガイドブックの改訂について

【就労支援部会】

- ・就労アセスメントで一般就労の可能性があると評価された方のフォローアップについて
- ・就労移行支援の標準期間満了後の利用延長の適正化について
- ・高等学校と就労支援機関との連携体制を作るワーキンググループ
- ・福祉サービス利用者の一般就労移行実績の把握について
- ・就労継続支援 A 型事業所連絡会・就労移行支援事業所連絡会の設置・検討について
- ・就労定着支援サービスについて

【当事者部会準備会】

- ・当事者部会準備会設置の検討
- ・部会運営のイメージづくり

【強度行動障がいのある人の地域生活支援検討チーム】

- ・市内障害者支援施設の活用（機能の見直し）
- ・行動障害に対応できる事業所が増えるための支援システム
- ・専門性の高い事業所を設置するための支援策

Ⅲ つどいの場創出支援事業

誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動が地域で展開され、参加者やつどいの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指した事業。

コーディネーター5名が、地域資源の整理、コーディネート支援、はたらきかけ支援、運営支援、関係機関との情報共有を行った。

具体的には、シルバーリハビリ体操の団体への説明、つどいの場創出事業を希望する団体への年間計画の作成支援及び申請支援を行った。また、地域包括支援センターが開催する小地域ケア会議等と連携し、集う場が必要との声があがった地域に対し説明するなど、新規立ち上げ支援を行った。

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
つどいの場立ち上げ件数	58	19	13

Ⅳ 入居・入所・葬送等支援事業

1 相談等の状況(令和2年3月31日現在)

(単位:件 ダブルカウント)

		契約	対応中	相談のみ	取消	合計	備考
入居	市営住宅	6	2	0	0	9	
	県営住宅	4	0	0	0	4	
	グループホーム	5			1	6	
	有料老人ホーム	7	8	2	2	19	
	ケアハウス	4	1	1	0	6	
	高齢者専用住宅	0	0	0	0	0	
	アパート	10	4	6	2	22	
	計	36	15	9	6	66	
入所	特別養護老人ホーム	4	4	2	0	10	
	老人保健施設	5	1	0	0	6	
	その他	2	4	5	2	13	
	計	11	9	7	2	29	
葬送等支援		1	15	2	0	18	
その他		0	0	10	2	12	入院、金銭管理
合計		48	39	28	10	125	

(2) 会員等の状況

① 会員

社会福祉法人	8
NPO 法人	3
一般社団法人	0
株式会社	5
有限会社	1
合同会社	1
寺院	1
計	19

② 寄付

団体	4
個人	2

V 通所介護事業

1 開所

(1) 期日

平成30年8月1日

(2) 場所

泉町一丁目

(3) 内容

共生型（通所介護、介護予防通所介護、自立訓練（機能訓練）、生活介護）

2 利用状況

(1) 登録者数

62名（令和2年3月31日現在）

(内訳)	要介護	29
	要支援	10
	自立訓練	1
	生活介護	22

令和元年度収支決算書

【収入】

(単位:千円)

科目	予算額	決算額	差額	摘要
委託料	503,308	509,640	-6,332	包括運営費・障がい者支援、つどいの場、被災高齢者・障がい者把握事業分
介護報酬	172,231	166,350	5,881	介護予防プラン増加件数の減
会費	383	382	1	会員会費
デイサービス収入	32,615	26,121	6,494	利用者数の減
雑収入(その他事業)	2,400	3,879	-1,479	身元保証事業会費等の増
雑収入(寄付金)	1	201	-200	2名より寄付
雑収入(預金利息)	193	131	62	積立金(国債等)利息分の減
収入計	711,131	706,704	4,427	

【支出】

科目	予算額	決算額	差額	摘要
給料・手当	338,013	334,911	3,102	年度途中退職者の発生による減
共済費	80,664	72,340	8,324	〃
賃金	75,325	69,680	5,645	欠員分減
報償費	1,400	1,197	203	研修講師等謝礼
旅費	4,939	4,789	150	市外旅費の減
需用費	15,127	12,135	2,992	デイ利用者数により食料費の減
役務費	5,756	5,748	8	郵送料、通信費等
委託料	126,312	129,408	-3,096	介護予防プラン委託増加件数の増
使用料・賃借料	44,495	40,267	4,228	システム入替遅延により減
負担金	1,530	1,238	292	研修参加費の減
公課費	3,053	6,583	-3,530	収支残により法人税の増
交際費	30	10	20	
備品購入費	3,543	7,939	-4,396	台風被害によるパソコン購入等
予備費	10,944	0	10,944	【予備費充当】(委託料、公課費、備品購入費)8,818,668円
支出計	711,131	686,245	24,886	
収支計	0	20,459	-20,459	会費積立金(1,014,467円) 介護報酬積立金(19,444,209円)

令和元年度 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

(単位:円)
令和2年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未払法人税	4,063,900
現 金	53,052	未 払 金	24,251,840
普通 預金	53,638,023	預 り 金	5,350,349
現金・預金 計	53,691,075	未払消費税	2,017,800
前払費用	0	流動負債 計	35,683,889
未収金	0		
金券	50,000	【固定負債】	
売掛金		長期借入金	70,601,339
流動資産合計	53,741,075	固定負債 計	70,601,339
		負債の部合計	106,285,228
		正味財産の部	
【固定資産】		【正味財産】	
(有形固定資産)		前期繰越正味財産	77,103,570
什器 備品	0	当期正味財産増加額	36,371,926
有形固定資産 計	0		
(その他の固定資産)			
長期貸付金	70,601,339	正味財産 計	113,475,496
会費積立金	7,995,140		
人件費積立金	77,250,812	正味財産の部合計	113,475,496
事業費積立金	10,172,358		
その他の固定資産 計	166,019,649		
固定資産合計	166,019,649		
資産の部合計	219,760,724	負債正味財産の部合計	219,760,724

令和元年度会計監査報告

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき定款第48号の規定に基づき令和元年度収入・支出について、関係諸帳簿および証拠書類により監査したところ、適正に処理されていることを確認したので報告します。

令和2年5月15日

監事 草野 滋章 

監事 松本 龍哉 

令和2年度事業計画（案）

1 基本方針

- (1) 常に、法人の目的を心に留め、それぞれの立場で目的実現に向け全力で取り組む。
- (2) 高齢者・障がい者本位を全ての基本とする。
- (3) 各自研鑽を積み専門性の向上に努めるとともに、組織の内外を問わず多職種との役割分担・連携による総合力をもって業務にあたる。
- (4) 新型コロナウイルスの影響が長期間かつ多方面に及ぶことが危惧されることから情報の把握に努めるとともに、職員の安全性にも配慮しつつ、高齢者や障がい者等一人ひとりが自らの意思で暮らし続けることができるよう必要な支援を最大限行う。

2 地域包括支援センター運営事業

(1) 市運営方針に基づく適切な事業運営

「令和2年度いわき市地域包括支援センター運営方針」に基づき、各種業務を適切に運営する。また、高齢者をはじめとした市民の声を市に伝えるなど、ボトムアップの業務推進に取り組む。

(2) 総合相談支援業務

- ① 各種相談や関係者から寄せられた情報等にチームを中心として適切に対応する（あらゆる相談にチームで対応）。
- ② 民生児童委員や自治会長等の地域関係者と連携を密にするとともに、つどいの場創出事業等住民が集う場を有効に活用するなど地域情報の収集を図る（アンテナを高く）。
- ③ 認知症になっても本人の意思が尊重され、生活の継続が可能となるよう認知症に対する理解の促進と早期発見・早期対応に向け関係機関と連携し取り組む（認知症にもチームで対応）。
- ④ 生活課題と併せ健康課題についてもニーズの把握に努め、必要な支援に取り組む（元気で長生きをサポート）。
- ⑤ 地域が有する課題等について集約・分析し、関係者間で共有できるようにする（地域単位でのニーズ把握）。

(3) 権利擁護業務

- ① 高齢者本人の意思の尊重を基本として、自己決定とその実現に取り組む。
- ② 高齢者虐待に対しては市対応マニュアルに基づき適切に対応する。
- ③ 必要に応じ、成年後見制度や日常生活自立支援事業を活用するなど、意思の尊重や生活継続につながる支援に取り組む。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 地域の介護支援専門員が、地域資源を適切に活用し、高齢者が安心してその人らしい生活を継続できるよう支援することのできる環境整備と介護支援専門員へのサポートを行う。
- ② 地域において、関係職種が役割分担し包括的・継続的支援が実践できるよう多職種間の連携を図る。
- ③ 既存サービスの活用ばかりでなく、必要なサービスの把握・創出を図る。

(5) 介護予防ケアマネジメント

- ① 指定介護予防支援事業について、自立支援を基本に適正に実施する。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業についても、自立支援を基本に市と連携し適正に実施する。

(6) 地域ケア会議

- ① 個別ケア会議及び小地域ケア会議について、それぞれの目的に留意し適正に運営する（個別事例への対応、地域課題の集約及び中地域ケア会議への報告）。
- ② 中地域ケア会議及び地域包括ケア推進会議について、市と連携し参画する。

(7) 地域ネットワークづくり

- ① 介護支援専門員、介護事業者、医療関係機関等との連携強化に取り組む。
 - ・ 関係者間の連携の必要性にかかる広報・啓発
 - ・ 各地域介護支援専門員連絡会議の開催（参加）
 - ・ 医療と介護の連携にかかる会議、講座等の開催（参加）
 - ・ 退院時連携システム等連携にかかるしくみづくりと適正運用 等
- ② 民生児童委員、社会福祉協議会、関係団体との連携強化に取り組む。
 - ・ 民生児童委員との連携（日々の情報共有、定例会への参加等）
 - ・ 社会福祉協議会との（とりわけ地域単位での）連携
 - ・ 地域見守りネットワークとの連携
 - ・ 住民支えあい活動等地域関係団体、及び関係団体等との連携

- ③ 行政機関、その他関係機関・団体との連携強化に取り組む。
地区保健福祉センターとの連携強化（情報共有、役割分担と連携、各地域ケア会議）
 - ・ 権利擁護・成年後見センターとの連携
 - ・ その他、関係機関・団体との連携

（８）認知症対策の推進

- ① 相談機能及び支援体制の充実を図る。
 - ・ 認知症地域支援推進員を中心とした相談支援体制の充実
 - ・ 関係者との連携による早期発見、早期支援体制の確立
 - ・ 認知症初期集中支援チームへの参画と活動
- ② 理解促進に向けた活動に取り組む。
 - ・ 啓発活動
 - ・ 徘徊高齢者模擬訓練の実施（参加）
 - ・ 認知症サポーター養成講座の開催

（９）その他

- ① 広報・啓発活動の充実
- ② 業務の標準化、専門性の向上
 - ・ 業務マニュアルの策定
 - ・ 研修体系の確立（職種別、経験別）
- ③ 事業評価の推進としくみづくり

【重点項目】

- 1 目標の再確認
 - (1) 一人暮らし高齢者が暮らし続けるを実現（社会福祉士）
 - (2) 要介護高齢者が暮らし続けるを実現（主任介護支援専門員）
 - (3) 高齢者一人ひとりの元気で長生きを実現（保健師）
- 2 業務の標準化、明確化
 - (1) 各センターの業務内容を把握・整理し、本来業務を再確認する。
 - (2) 各職種別会議を中心に、業務の標準化を図る（標準化、マニュアルの策定）
- 3 個別支援の充実
 - (1) チームによる支援体制の確立（チーム内での役割分担と連携）
 - (2) 他機関（団体）等との役割分担と連携体制の充実・強化

3 障害者相談支援等事業

(1) 基本方針

- ① 障がいの種別に関わらず、障がい者等の生活上の諸課題について障がい者の立場で相談に応じ、必要な情報の提供や助言、各種サービスの利用支援、障がい者の権利擁護など必要な支援を行う。
- ② 障害福祉サービス事業者等からの障がいに関する総合相談・専門相談及び相談支援体制強化の取り組みなど、地域における相談支援の中核的役割を担う。
- ③ 個別支援等から明らかとなった障がい者福祉にかかる諸課題について関係者と連携し解決につなげるなど、障がい者本人が自らの意思で暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指す。

(2) 重点項目

① 相談支援の充実・強化

相談者本人や家族の立場であらゆる相談に傾聴・共感し、寄り添うことのできる支援が可能となるよう、職員一人ひとりの専門性の向上に努めるとともに、基幹・各センター間の連携を密にし個別支援に全力で取り組む。

ア 業務の明確化

イ 他機関との役割分担と連携体制の確認

ウ 職員のスキルアップ（研修体制の検討）

② 地域単位でのネットワークづくり（地域会議）

障がい者本人の生活圏域を基本に、サービス事業者や地域関係者と連携し、地域課題を共有するとともに地域資源の開発に努める。

ア 地域会議の開催

イ 小地域ケア会議、中地域ケア会議との連携

③ 運営会議及び各部会の適正運営

各地区の課題を集約するとともに、改善に向けた具体策を提案できるよう運営会議及び各部会の適正運営を図る。

ア 市障がい福祉課との連携

イ 関係機関との連携

4 地域生活支援コーディネーター事業

本年度、新たにいわき市より受託した本事業について、市障がい福祉課と連携し適切に実施します。

(1) 目的

障がい児者やその家族等に対して積極的な働きかけを行う専門の相談員を配置することにより、緊急時や親亡き後を見据えた支援に関する相談に応じるとともに、緊急事態が生じるときに迅速に対応できる体制の構築を図る。

(2) 事業内容

- ① 要支援想定者の把握、精査、分析及び登録に関する業務
- ② 親亡き後を見据えた働きかけに関する業務
- ③ 緊急時プラン等の作成及び作成補助に関する業務
- ④ 地域生活支援体制の強化・整備に向けた調整に関する業務

5 つどいの場創出支援事業

市及び社会福祉協議会等と連携し、事業の適切な運営支援に取り組む（未設置地区への働きかけ、現在ある団体の回数増、参加者の増、定例会の開催等）。

(主な業務)

- ・ 地域資源の整理
- ・ コーディネート支援
- ・ つどいの場サポーターの養成
- ・ はたらきかけ支援
- ・ 運営支援
- ・ 関係機関との情報共有
- ・ その他

6 法人独自事業

(1) 入居・入所・葬送等支援事業

- ① 高齢者や障がい者本人の意思の尊重とその実現に向け、事業に取り組む。
- ② 取り組みに際しては、市、社会福祉法人、福祉事業運営法人、不動産事業者、葬祭事業者、宗教法人等と連携し対応する。
- ③ エンディングノート作成機会の創出など、一人ひとりが自らの今後を
考え意思表示できる機会の確保の実現を目指す

- ④ 福島県による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定の是非について検討する。

指定を受けることにより、社会の信頼が増す、行政の支援が期待できるなどのメリットがある反面、責任そのものが増すこととなる（「できる範囲で取り組む」という姿勢ではなく「業務範囲を明確にして、体制も整えて業務に向き合う」ことが求められる）。今後の事業展開を睨みながら居住支援法人指定の是非について検討したい。

(2) 通所介護事業

- ① 一人でも多くの高齢者・障がい者の自宅等での生活継続につながるよう、自分でトイレへ行く、入浴する、掃除をする、調理をする、洗濯を干すといった日常生活における活動の維持・継続を主目的とした事業に引き続き取り組む。
- ② 事業を継続して運営できるよう本年度中に収支の均衡を図る。

7 その他

認定NPO法人格の取得を視野に入れ各種活動を展開する。

NPO法人は本来、様々な財源を確保しながら自らが目指す社会の実現を目指して各種事業に取り組むことを本旨としている。

今後、高齢者や障がい者等が必要とする事業に取り組むためには地域における法人や活動そのものへの信頼及び必要な財源の確保が求められる。このため、認定NPO法人格の取得を視野に入れながら各種活動を行うこととしたい（具体的には、寄付について、年間3,000円以上の寄付者が100人以上を目指す）。

令和2年度収支予算書(案)

【収入】

(単位:千円)

科目	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	差額	摘要
委託料	510,499	503,308	7,191	包括、障がい、つどい、地域生活支援委託料
介護報酬	169,230	172,231	-3,001	介護予防プラン作成費
会費	414	383	31	NPO会費、身元保証事業会費
デイサービス収入	45,116	32,615	12,501	利用料
雑収入(その他事業)	3,030	2,400	630	住宅改修理由書作成費、職員派遣報酬、実習生受入費等
雑収入(寄付金)	2	1	1	
雑収入(預金利息)	130	193	-63	預金利息・国債利息
収入計	728,421	711,131	17,290	

【支出】

科目	令和2年度 予算額	令和元年度 予算額	差額	摘要
給料・手当	326,333	338,013	-11,680	正職員71名、出向職員1名
共済費	80,399	80,664	-265	正職員71名、出向職員1名 有期契約職員47名
賃金	91,807	75,325	16,482	有期契約職員47名
報償費	1,337	1,400	-63	職員研修講師、アドバイザー謝礼
旅費	4,978	4,939	39	日額旅費
需用費	13,684	15,127	-1,443	消耗品、ガソリン代、パンフレット等
役務費	6,007	5,756	251	切手代、システム通信費等
委託料	133,532	126,312	7,220	プラン作成委託料等
使用料・賃借料	42,927	44,495	-1,568	コピー代・システム機器リース料等
負担金	1,225	1,530	-305	研修負担金、会費等
公課費	8,319	3,053	5,266	法人税・消費税等
交際費	30	30	0	慶弔見舞金等
備品購入費	915	3,543	-2,628	パソコン
予備費	16,928	10,944	5,984	
支出計	728,421	711,131	17,290	

収支計	0	0	0	
-----	---	---	---	--

議案第3号

役員を選任（案）

役員名簿

地域福祉ネットワークいわき

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	吉田 和樹	医療創生大学	無

任期： 令和2年6月1日から令和3年5月31日

【 資 料 】

1 定 款 P 1

特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわき定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域福祉ネットワークいわきという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県いわき市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障がい者をはじめとする地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な事業を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を図るとともに、地域住民が住み慣れた環境の下で、自らの意思により、その人らしい生活を継続して営むことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 消費者の保護を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ア 介護保険法に基づく地域包括支援センターの運営に関する事業
 - イ 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業
 - ウ 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
 - エ 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
 - オ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業

- カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく基幹相談支援センターの運営に関する事業
- キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者相談支援事業
- ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- サ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- シ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- ス 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- セ 保健、医療、福祉業務従事者に対する技術力向上のための研修事業
- ソ 高齢者や障がい者及びその家族等への各種催物の開催、支援事業
- タ 指定市町村事務受託法人に関する事業
- チ その他この法人の目的達成のために必要な事業

(2) その他の事業

- ア 物品販売事業
- イ 物品貸付事業
- ウ 請負事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人及び団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、協力又は援助する個人及び団体
 - (3) 協力会員 この法人の目的に賛同し、各種活動に協力する個人及び団体
- (入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びのその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。ただし、議事が緊急性を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合には、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急性を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合には、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の

議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、いわき市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	鎌田真理子
副理事長	大井川泰子
副理事長	矢野明宏
理事	安藤民子
理事	山田嘉子
監事	猪狩哲也
監事	伊藤保次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から19年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 0円
 - (2) 正会員年会費(個人) 3,000円(1口以上)
 - (3) 正会員年会費(団体) 30,000円(1口以上)
 - (4) 賛助会員入会金 0円
 - (5) 賛助会員年会費(個人) 2,000円(1口以上)
 - (6) 賛助会員年会費(団体) 20,000円(1口以上)
 - (7) 協力会員入会金 0円
 - (8) 協力会員年会費 0円
- 7 この定款は平成29年5月18日から施行する。

